

平成19年度職業能力開発関係重点施策と予算要求の概要について

平成19年度要求額 1,458億円

1 若者の人間力の強化と働く意欲の向上

205億円

(1) 現場の戦力となる若者の育成

71億円

○ 「実践型人材養成システム」の普及促進（新規）

3.8億円

中小企業及び新規高卒者等に対し「実践型人材養成システム」（実習併用職業訓練）を普及・定着させるため、地域の事業主団体による先導的なモデル事業を実施し、その成果を全国に普及させるとともに、同システムに取り組む認定職業訓練施設や事業主等に対する支援措置を創設する。

○ 産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」の普及促進

67億円

若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、企業実習と座学を連結させた教育訓練の受講を促進するための体験講習や、実習先企業の開拓等企業や民間教育訓練機関の導入を促進することにより、実務・教育連結型人材育成システムの社会的定着を図る。

(2) フリーター25万人常用雇用化プランの強化

96億円

○ 年長フリーターに対する常用就職支援

20億円

・「年長フリーター自立能力開発システム」の整備（新規）

20億円

年長フリーターの職業能力を判断するために企業実習を先行させる職業訓練システムの創設や、業界の求める採用条件に適應するための職業訓練コースを開発・実施する「年長フリーター自立能力開発システム」を整備する。

・年長フリーターに対する「再チャレンジ機会拡大プラン」の実施（新規）

36百万円

ジョブクラブ（就職クラブ）方式でセミナー、経験交流、グループワーク等を実施することによる常用就職の支援や、フリーターとしての経験能力を適切に評価する手法の開発・普及、産業界と連携した就職支援等により、年長フリーターの常用就職を支援する。

○ 実践的な能力開発の実施

67億円

・産学官の連携による「実務・教育連結型人材育成システム」の普及促進〔再掲〕

67億円

(3) フリーター・ニートをはじめとする若者の自立支援 27億円

○ 地域若者サポートステーションの拡充強化 9.7億円

ニート等の若者に対する地域の支援拠点としての地域若者サポートステーションについて、メンタル面でのサポートが必要な若者に対してきめ細かい相談を行えるよう専門支援体制の強化を図るとともに、箇所数を拡充する。

25カ所 → 50カ所

○ 「若者自立塾」事業の拡充 1.7億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業の拡充を図る。

25カ所 → 40カ所

○ 若者の自立支援に功績のある団体等に対する厚生労働大臣表彰等の支援(新規) 30百万円

若者が自立・チャレンジする機運を社会全体として高めるため、若者の職業的自立の実現に顕著な功績が認められる企業、個人、団体に対し、厚生労働大臣表彰を行うとともに、表彰者等が意見交換を行うフォーラムを開催する。

(4) 学生から職業人への円滑な移行の支援 1.1億円

○ 若者向けキャリア・コンサルティングの普及促進 60百万円

若者の職業キャリアの円滑な形成を促進するため、若者向けキャリア・コンサルタントに必要な能力要件についてニート等の自立も含めた課題にも対応できるよう見直しを行うとともに、若者支援施設の指導責任者に対する研修等を実施する。

2 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

4.2百万円

(1) 非正規労働者の正社員化の機会拡大(新規) 4.2百万円

○ 正社員転換のための非正規労働者に対する企業内職業能力開発の促進(新規) 7百万円

非正規労働者から正規労働者への転換のための教育訓練を行う等企業内で非正規労働者の職業能力の開発・向上を図る事業主に対する助成措置を拡充する。

○ 派遣労働者等に係る能力開発・キャリア形成の仕組みの整備（新規）

35百万円

能力開発機会において正社員との格差が見られる派遣労働者・請負労働者について、主要な業務分野ごとに能力開発・能力評価のための望ましいモデルやキャリア形成支援計画を策定し、その普及啓発を図る。

3 経済社会の活力の向上に向けた人財立国の実現

338億円

(1) ものづくり立国の推進

22億円

○ 産学協力による「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を契機とした技能の振興（新規）

10億円

若者と障害者による2つの国際技能競技大会が我が国において史上初めて同時開催される「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」の成功と、本大会を契機とし、ものづくりについての若者の就業意欲の喚起及び重要性に対する国民の理解の増進を図る。

○ ものづくりの魅力に対する理解の促進

9.1億円

工場、職業能力開発施設等の開放を促進し、ものづくり体験の場を提供するとともに、高度熟練技能者を工業高校等へ派遣することにより、ものづくりに親しむ社会の形成を図る。

○ 中小企業等の技能の円滑な継承に対する支援の実施

3億円

技能継承のための計画的な教育訓練に取り組む中小企業に対する助成や、技能継承に関する情報提供・相談援助等の強化を図る。

(2) 職業生活を通じた能力開発の推進

44億円

○ キャリア・コンサルタントの資質向上等のキャリア形成支援の推進

37億円

キャリア・コンサルタントに対する実務研修や実践的助言・指導等の機会の拡大を図るとともに、能力評価試験の統一的実施や資格更新制度の在り方等について検討を行う。

○ 広範な職種を対象とした職業能力評価制度の整備

7.1億円

職業能力を評価する統一的な基準となる職業能力評価基準の職種の拡大等を図る。また、非正規労働者を含め、多様な労働者にも対応できるようeラーニングの導入等により職業能力習得支援制度を普及促進する。さらに、企業・業界団体のニーズを踏まえ技能検定職種の見直しを図る。

(3) 現場の戦力となる若者の育成 (再掲)

71億円

4 障害者の職業的自立に向けた就労支援の総合的推進

60億円

(1) 障害者に対する職業能力開発の推進

60億円

○ 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

44億円

障害者能力開発校における職業訓練に加え、一般の職業能力開発校において、知的障害者等を対象とした専門訓練を行うとともに発達障害者に対する職業訓練をモデル的に実施する。

○ 地域の障害者支援機関を活用した実践的職業訓練の推進

16億円

障害者の態様に応じた委託訓練を拡充するとともに、障害者の就労を支援する地域の社会福祉法人等が委託先企業を開拓するモデル事業を実施する。

○ 障害者職業能力開発プロモート事業の拡充

92百万円

政令指定都市において、公共職業能力開発施設と福祉施設、養護学校等の関係機関との連携体制を確立することにより、教育・福祉から職業訓練への移行を円滑にする仕組みを形成する事業を拡充する。

3カ所 → 10カ所

5 外国人労働者問題への適切な対応

4.5億円

○ 研修・技能実習制度の適正化

4.5億円

労働関係法令違反等の不適正な事案を防止するなど制度の厳格な運用を行う観点から、研修生・技能実習生の受入れ機関等に対する巡回指導を強化する。

職業転換給付金制度の概要

1. 趣旨

職業転換給付金制度は、雇用対策法第18条に基づいて、中高年齢者、障害者等の就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的として、各種の給付金（職業転換給付金）を支給する制度である。

2. 職業転換給付金の種類

(1) 求職者に支給されるもの

- ① 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るための給付金（就職促進手当）
- ② 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金（訓練手当）
- ③ 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金（広域求職活動費）
- ④ 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金（移転費）
- ⑤ 公共職業安定所の紹介により就職することを促進し、又は事業を開始することに要する費用に充てるための給付金（就業支度金）

(2) 事業主に支給されるもの

- ① 求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金（職場適応訓練費）
- ② 就職が特に困難な者を雇入れることを促進するための給付金（特定求職者雇用開発助成金）

3. 財源

訓練手当、職場適応訓練費については、国と都道府県で2分の1ずつ負担。（ただし、駐留軍離職者及び沖縄失業者に係るものについては国が全額負担。）

その他の給付金については、国が全額負担。

職業転換給付金支給状況（平成13年度～平成18年7月）

（単位：千円）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度(7月末まで)
就職促進手当	924,162	2,184,521	3,114,062	1,884,001	209,906	49,211
職業転換特別給付金	57,931	616,040	294,986	106,268	61,612	20,440
広域求職活動費	712	3,225	2,322	2,142	356	57
移転費	41,952	144,244	42,494	28,614	22,642	17,288
就業支度金	266	385,906	128,615	0	97	175
訓練給付金(※1)	0	68,573	42,459	12,172	400	0
特定求職者雇用開発助成金	15,002	14,091	79,095	63,341	38,117	2,921
職業転換訓練費負担金(※2)	2,651,961	2,294,807	2,194,745	2,116,839	2,089,260(P)	
合 計	3,634,054	5,095,368	5,603,793	4,107,108	2,360,778	

(※1) 駐留軍関係離職者及び沖縄失業者に係る訓練手当及び職場適応訓練費。

(※2) 駐留軍関係離職者及び沖縄失業者以外の対象者に係る訓練手当及び職場適応訓練費。

再就職援助計画の概要

1 再就職援助計画を作成すべき場合

- 事業規模の縮小等（事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止をいう。）に伴い常時雇用する労働者（※）について1か月に30人以上の離職者を生ずることとなる場合。

※ 常時雇用する労働者

- 臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試用期間中の者等（同一の事業主に継続して6か月以上雇用されている者及び継続して6か月以上雇用されることが予定されている者を除く。）以外の常用労働者。

1週の所定労働時間が20時間未満の労働者は含まれない。

2 再就職援助計画の作成・提出時期

- 事業規模の縮小等の実施に伴う最初の離職者の生ずる日の1か月前までに作成し、計画作成後遅滞なく、公共職業安定所に提出。

※ 離職者数が1か月に30人未満の場合であっても、任意に計画を作成し公共職業安定所長の認定を受けることができる。

3 再就職援助計画の主な記載事項

- 事業の現状
- 計画作成に至る経緯（事業規模の縮小等の内容に関する資料を添付）
- 人員計画
 - ・ 対象者の氏名、生年月日、年齢、再就職援助の希望の有無
 - ・ 離職の時期
- 再就職援助のための措置
 - ＜具体例＞
 - ・ 再就職あっせん
 - ・ 雇用情報の提供
 - ・ 求職活動等のための休暇付与
 - ・ 再就職のための教育訓練の援助
- 計画についての労働組合等の意見

4 再就職援助計画に基づく支援措置

- 労働移動支援助成金の支給

○ 再就職援助計画の認定状況

	認定事業所数		対象労働者数
		うち対象労働者数が 30人以上の事業所数	
平成13年度 ※1	2,336	1,174	129,026
平成14年度	2,817	1,260	146,906
平成15年度	2,406	855	86,799
平成16年度	1,700	680	63,200
平成17年度	1,618	675	62,038
平成18年度 ※2	365	164	15,208
合 計	11,242	4,808	503,177

※1 13年10月に制度創設のため、同月より14年3月までの実績

※2 18年度は7月末実績